

「食べきり協力店」登録実施要領

立川市 環境下水道部 ごみ対策課

1 目的

飲食店、宿泊施設等から排出される食品ロス（本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品）の削減を推進するため、食べ残し等の削減に取り組む飲食店等を「立川市食べきり協力店」（以下「協力店」という。）として登録するとともに、その取組を広く紹介することで、食べきりの推進に向けた意識啓発と燃やせるごみの更なる減量を図る。

2 対象事業者

立川市内で営業する飲食店、宿泊施設等（以下「店舗」という。）とする。

3 登録の要件

次に示す取組項目を、1つ以上実践する店舗を協力店として登録する。

（1）小盛りメニュー等の導入

例：ハーフサイズや小盛りなどのメニューの設定、客の要望に応じて料理の量を調整

（2）持ち帰り希望者への対応

例：消費期限等を説明した上で持ち帰り用の容器を提供

（3）食べ残しを減らすための呼びかけ

例：宴会で乾杯直後と閉会前に着席して食事を楽しむ時間を設けるよう客に呼びかけ

（4）食べ残しを減らすための特典の付与

例：全員が残さず食べきった場合に、次回使えるクーポンやポイントアップなどの特典を付与

（5）食べ残しを減らすためのポスターの掲示

（6）その他、食べ残しを減らす工夫や、調理の際に食材を過剰除去しないための取組

4 取組内容

（1）協力店は、3で選択した取組を積極的に実践し、生ごみの発生抑制に努める。

（2）協力店は、交付されたステッカー等を店舗に掲示し、来店者へこの取組について、積極的にPRし周知を図る。

（3）協力店は、立川市で実施する取組に関する各調査へ協力するものとする。

5 申請方法

（1）協力店に登録を希望する店舗の代表者（以下「申請者」という。）は、「食べきり協力

店」登録申請書(様式1)を環境下水道部ごみ対策課へ郵送、FAX、Eメールまたは持参のいずれかの方法で提出する。

(2) ごみ対策課は、申請者から提出された申請書の内容を確認し、登録要件を満たしていると認められる場合は登録者名簿へ記載するとともに、申請者に対してステッカー等を交付する。

6 協力店の紹介

立川市は、協力店の取組内容等について、立川市ホームページ等で紹介する。

なお、申請者は応募した時点で店舗情報を立川市ホームページ等へ掲載することを承諾したものとする。

7 登録の中止

(1) 協力店は、取組内容が合わなくなった場合や、店舗を廃止するなどの理由で取組を中止する場合は、「食べきり協力店」登録中止届(様式2)をごみ対策課へ届けるとともに、ステッカー等の掲示を取りやめること。

(2) ごみ対策課は、登録中止届の内容を確認し、登録名簿及びホームページ等の掲載情報から削除する。

8 登録内容の変更

協力店は、申請書(様式1)に記載した内容に変更が生じた場合は、すみやかに、「食べきり協力店」登録内容変更届(様式3)をごみ対策課へ提出するものとする。

9 登録の抹消

(1) 立川市は、協力店が要件を満たさない場合や、信用を失墜する行為を行うなど協力店として適当でないと判断した場合は、登録を抹消することができる。

(2) 登録を抹消された協力店は、すみやかにステッカー等の掲示を取りやめること。

附則

この要領は、平成28年12月7日から施行する。